



梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第43号
 2021年 夏号

▶ 巻頭言	大森 剛	2
▶ コロナ禍でも負けずに	山田 庸男	3
▶ 新人紹介	有本 喜英	4
	久井 大輝	6
▶ 近況報告		
コロナ禍での仕事	西村 勇作	8
オンライン、マスクと気の持ちよう	河合 順子	8
30年	松久 僚成	9
▶ 分野ごとの活動から		
債務者危機時期における債権回収	二宮 誠行	10
離婚・相続のトラブルへの法的支援 ～もめる前から早めのご相談を～	松嶋 依子	11
労働組合対応案件の急増	岩田 和久	12
交差点における右折車と直進車との事故において、 基本の過失割合を超えて示談が成立した事案の紹介	柴田 大樹	13
二段階買収における株式の価格決定の申立において、 株式価値算定書を提出することなく手続きを進めた事例の紹介	日下部太一	14
発信者情報開示請求について	甲斐 一真	15
企業再生(連帯保証人も破産せず、 金融機関の大幅債権カットを受けられた事案)	森 瑛史	16
渉外チームの取り組み	渡部真樹子	17
スポーツ団体に求められるガバナンスの確保について	松尾 友寛	18
「実質勝訴」の思い出	犬飼 一博	19
独禁法チームの実績	越知 覚子	20
▶ 税理士に聴く	座間 昭男	21
▶ 近時の判例紹介	才木 晴幹	22
▶ 健康一口メモ	橋本 聡一	24

暑中お見舞い申し上げます



代表社員弁護士
大 森 剛

新型コロナウイルスの感染拡大は終息の目処が立たず、世界では5月末日現在で1億4000万人に感染者が増加し、さらに変異株の登場によりいまだ出口の見えない状況です。複数の都市で緊急事態宣言が出され、飲食や観光事業などは再び打撃を受けており、廃業・倒産も増えています。他方では長引く宣言に緊張感が薄れているのも心配されます。

ワクチンも供給不足等により接種が思ったように進まず、国民の大多数が抗体を持つに至り事態が収拾するまでにはいまだしばらくの期間を要すると思われます。

7月下旬からはオリンピックの開催が予定されており、政府もIOCも開催するとの姿勢を崩していません。私自身は最近メジャーリーグでの大谷翔平選手の活躍や、ゴルフの松山英樹選手のマスターズ優勝に大感動し、改めてスポーツは皆に勇気や希望を与えるものと実感していますが、他方では開催に諸手を挙げて賛成することに躊躇します。ワクチン接種率が高くない現時点においては、なによりもホスト国の住民の安全健康を第一に考えるべきだと思います。開催後に感染がますます拡大するよ

リンピックの栄光が地に墜ちるとも考えられるので、開催するにしても万全の感染予防対策が必要だと思います。

他方では、コロナ禍により、テレワークが広く普及し、働き方が大きく変容しました。Webでの会議もすっかり定着し、保守的な法曹の社会でも所内の会議のみならず、Webを通じて打ち合わせや交渉を行うことが多くなりました。裁判も裁判所に赴くことなくWeb形式で行うことも多くなり、打ち合わせや裁判のための移動や出張をしなければならぬ機会が少なくなりました。こうした流れは、お互いの移動の時間や労力を省くことができ、その面では効率化に寄与しているものの、一方でデモリットを感じることもあります。私は交渉などの場面では、表情などに現れる相手の心の動きを読みながら臨機応変に進めていくスタイルなのですが、画面越しではこれを完全にはつかみきれないと思うこともあります。また、依頼者の皆様とは、信頼感をまずつなぐことが第一で、心を通わせてお話ししたいと思うのですが、やはりWeb会議ではリアルには及ばないと思うこともたまにあります。

デジタル社会が急速に進む中でも、やはりアナログの良さは変わらず持ち続

けたいものです。先日ある方と面談する機会があり、少し雑談したのですが、その際の会話に大変刺激を受けましたし、逆に悩みなども打ち明けていただき、心を通わせることができましたと実感したことがありました。やはり、直接会ってお話しすることの重要性を感じました。

びかけており、国としても啓もう活動を行おうとしているようにも見えます。ですが、このように国の内部でも意見が分かれていることからして、国民の意識についても変容の過程ということなのでしょう。

しかし、民主主義は多様性と寛容性を認める社会ですから、正しい結論を出すために時間をかけることも必要かも知れません。

法務省のHPでは、「男(女らしい)」とか、男(女)性が同性に対して彼女(氏)がいるのか聞くということもよくないことだとされています。このようにこれまで当然のこととされていたことが差別とされるようになってきており、ともすれば、経産省の例のように違法な行為だとして法的紛争の当事者になってしまう時代になってきています。アナログであることは悪いことではないと思いますが、時代の流れ自体は把握してそれに対応していく必要性を痛感します。

時代の流れとともに、国民の意識も変容しつつあります。最近、自民党が性的少数者であるLGBTに対する理解増進の法案の今国会での提出を断念しました。報道によれば保守系の議員から否定的な議論が続出したとのこと。また、先日、経済産業省のトランスジェンダーの職員が女子トイレの利用を制限されたとして国を相手に損害賠償を求めた事件の控訴審判決があり、利用制限は違法ではないとして、違法と判断した一審判決を覆しました。法務省のHPではLGBTへの理解について呼

コロナ禍でも負けずに



公益財団法人
梅ヶ枝中央きずな基金
代表理事
山 田 庸 男



新型コロナウイルスの世界的感染は、いまだに止まりませんし、わが国でも特に大阪を中心に感染者が急拡大しており、第4波の到来と言われています。昨年の非常事態宣言時に国民に自粛を呼びかけるだけだった政府、自治体が根本的な対策を怠ったツケが来ているのではないかと懸念ざるを得ません。ワクチンや治療薬の開発に国はもつと財政的支援をするべきで、マスクや10万円を配るよりも肝要ではなかったでしょうか。

ところで、本基金の恒例であったキャンプ、音楽鑑賞、餅つき大会などの行事は、コロナの影響により開催することができず、昨年度は、コロナ対策に万全の配慮をしながら昨年10月及び本年3月26日に交流会を開催するにとどまりました。本年3月に開催した春の交流会では、福祉工学が専門の大阪工業大学の吉川雅博先生を講師にお招きをして、義手の口

ボット開発の状況について、

実物を見せていただきながらの貴重なお話を聞く機会となりました。保護者を含めての懇親会は、100名を超える参加で緊張しながらも楽しく懇談することができました。また、今回の交流会では、新たにこれまでの基金の卒業生の保護者を含めすべての保護者に案内を送り、「保護者のための交流会」を同時開催しました。

普段、生活苦と戦いながら人に言えない悩みを抱え、ともすれば孤立感の中で頑張っている保護者同士が、忌憚なく意見交換ができたことは、励みにもなり大変好評でした。私は、ひとり親の子どもたちを支援すると共に保護者同士も強い絆で交流してほしいと願っていましたので、今後は、「きずな保護者の会」を組織化して積極的に独自活動を展開する後押しをする予定です。

本年春には、中学生9名が高校に進学し、高校生25名が大学等に進学しました。また新たに47名の応募者から選考し

て中学生9名、高校生7名を支援することを決定しました。貧困、格差、教育は社会の持続可能な成長目標としての重要な指針であり、SDGsとして企業でも取り組みが始まっています。その意味ではこのキーワードは当面は重要な社会的課題で、本基金の役割、責任も重いと自覚していますが、これから持続するための課題も抱えています。日本弁護士連合会が発行する「自由と正義」という雑誌の3月号に

を読んだ見ず知らずの弁護士から篤志の申し出があったり、多くの弁護士仲間から活動に対する色んなコメントを頂戴しました。確実にこの活動の輪が広がっていることを実感しています。改めて多利は自利に通じると痛感しているところで、す。本基金の活動はかなり制約されましたが、次年度は、基金設立10年を迎えますし、理想の旗は高くかざして、さらに活動の幅を拡大したいと思っています。

ひと筆

競争よりも共存の社会をめざして
—ひとり親の子どもたちの支援を始め—



大阪弁護士会会員
山田 庸男
Yamada, Yutaka

1 はじめに
8年前、きずな基金として初めての交流会を外食大手の串揚げ店で開催した際、ある母親に「これまでも子どもと外食したことがなくて初めてです。うれしいですが、戸惑います。」とボツンと言われ、ひとり親家庭の困窮状態の悲惨さを知り、がく然として心で震したことがきのうのように思い浮かぶが、現在の貧困問題は、より深刻だ。

過度な自由競争の結果、世界的に経済格差は一層拡大・固定化し、教育や社会面にも深刻な分断と対立が深まっている。2018年度の時点では世界で貧困、飢饉に苦しむ人たちは8億2000万人とまで言われていたが、新型コロナウイルスのパンデミックでさらに多くの社会的弱者が生み出されている。貧困は連鎖し、親の学歴や収入という社会経済的地位により子どもの学力や最終学歴に影響を与え、教育格差として子どもの将来に深刻な影響を与えている。先進国の中でもとりわけわが国の相対的貧困率は深刻で、国民生活基礎調査において、子どもの13.5%に該当する7人に1人が貧困状態であると報告されており、さらに、ひとり親の場合は一層深刻で2人に1人が貧困とされる。しかも、ひとり親の仕事は、非正規雇用が大半でその所得すら不安定になっている。

他方、日本財団が2015年に発表した「子どもの貧困の社会的損失推計レポート」によれば、貧困世帯の進学率・就職率等が現状のまま推移する場合と大学等への進学率が22%上昇すると仮定した改善シナリオとを比較すると、生涯所得で29兆円の差が生じ、それに伴う税・社会保障の純負担は、現状シナリオの5.7兆円に比して改善シナリオでは6.8兆円となり、貧困を放散することの社会的損失は毎年1.1兆円になるという。

要するに、子どもたちに高等教育の機会を与えることは、財政にも好影響を与えるということなのである。まさに、貧困の連鎖を断ち切り、とりわけひとり親家庭の子どもたちに学びの機会を平等に与え、その潜在的成長力を引き出すことは、将来の「成長社会」の担い手としての原動力になるのではないだろうか。

初志貫徹

弁護士 有本喜英

皆様、はじめまして。本年1月より当
事務所の一員に加わりました有本喜英
(ありもと よしひで)と申します。この
場をお借りして自己紹介をさせていた
だきます。

1 出身

私は、大阪で生まれ、幼少期に奈良県
に転居し、大学に進学するまで奈良県
で過ごしました。幼少期から18年間過
ごした奈良県は、私の故郷と言える場
所です。



奈良県は歴史的
な寺社が数多くあ
り、また、豊かな
自然に囲まれてい
ます。特に、私が
育った地域には、
近くに竜田川とい
う河川が流れてい
ました。竜田川と
言えば、紅葉が有
名で、百人一首に
も「千早ふる神代
も聞かず竜田川か
らくれなぬに水く

2 趣味について

前記のとおり、私の趣味は、奈良県で
育った影響から、神社仏閣や景勝地を訪
れることです。岡山県での修習時代も、
レンタカーを借りて温泉地や景勝地ま
で足を延ばすことをよくしていました。

くるとは」と詠まれるほどですが、紅葉
のシーズンには、和歌のとおり、川の周
辺が一面のみじで赤くなり、非常に美
しい光景が広がります。このような歴史
的かつ風光明媚な環境で育った影響か
ら、国内旅行で神社仏閣や景勝地を訪
れることが、私の趣味となっています。

要です。

特に、業務に当たって日々感じる
ことは、依頼者の方は事件や自分の先行
きについて不安を持たれているという
ことです。不安な様子で来所される方
に対しては、手続の流れや、事件の見
通しの説明を丁寧に行うことだけでも
ある程度安心していただけているよう
に感じます。私が自分の家族が困って
いるときに感じたことでもあります。法
的な知識はなく、トラブルに見舞われ
るのも初めてである当事者にとっては、
自分が今後どうなるのか、どうすれば
よいのか、全く見通しが立たず、その
こと自体が大きな不安となります。

5 抱負

上記のような弁護士としての責任ある
仕事を果たすために、正しい見通しを
もって事件に当たり、依頼者の皆様
のお力になれるよう努めたいと思います。
そのためには、常に新しい知識を収集
し、経験を積むことが必要になると考
えておりますので、今後も様々な業務に
携わり、幅広い知識と豊富な経験をも
った弁護士を目指したいと思っています。

また、私が初めて弁護士という仕事に
接した際に感じた専門的知識を用いて、
困っている人を助けるといふ弁護士像
を私自身も体現できるようになるため
に、初心を忘れることなく、弁護士と
して成長していきたいと思っています。

3 弁護士を目指すきっかけ

私の周囲には、弁護士として働いてい
る方はおらず、子どものころは弁護士と
いう職業に全くなじみがありませんで
した。このような私が弁護士になりた
いと思うようになったきっかけは、過
去の出来事によります。

私の父は、小さな工場を経営していた
のですが、私が10代後半の頃、経営が傾
き会社を畳むこととなりました。当時、
父は、会社の代表者として会社の債務を
連帯保証しており、また、自宅不動産に
も抵当権が付されていたことから、会社
を畳むにあたって、この先私たち家族
はどうなるのだろうかという不安もあり、
家庭内も暗い雰囲気となっていました。

4 弁護士としての責任の重さ

私は、このような形で弁護士の仕事に
接し、専門的な知識を用いて、困って
いる人を助けるという弁護士の仕事に
大きな魅力を感じました。この経験を
通じて、私は弁護士になることを志し
ました。

弁護士として、当事務所で半年ほど執
務し、弁護士の仕事の責任の重さを日々
感じています。私たち弁護士に相談され
る依頼者の皆様が抱えている悩みや事
件は、その人の人生を左右しかねない大
事です。そのような依頼者の皆様に寄り
添い適切に事件を解決に導くためには、
正しい知識と経験に基づき、弁護士が
主体となって事件に取り組むことが必

岡山県で生活している間は、自然豊か
な県北まで何度も足を延ばし、岡山県
の三大温泉と言われる湯原、湯郷、奥
津の温泉地は全て巡りました。岡山県
の温泉地を巡っての旅行では、温泉に
入る事自体もちろん楽しみでしたが、
山深い温泉地の周囲をドライブし、滝な
どの景勝地を見つけると立ち寄ってみ
ることも楽しみの一つでした。普段の生
活では体験できない豊かな自然に接す
ると、リフレッシュできることも多く、
今後も、自然と触れ合える小旅行は継
続したいと思っています。

また、映画鑑賞も昔からの趣味で、今
でも話題の映画を映画館に見に行くこ
ともあれば、休みの日は古い映画を自宅
で楽しむこともあります。SFやサスペ
ンス、ギャング映画等、ジャンルを問わず
鑑賞することが好きで、最近は映画を配
信しているサブスクリプションに加入
して、週末には、おもしろそうな映画を
探して鑑賞することを楽しんでいます。

今までは、以上のようなことを趣味と
してきましたが、多くの方と交流を図り
ながら一緒に楽しめる趣味を新たに作
ろうと思いい、最近ゴルフを始めました。
私は、もともと運動があまり得意では
なく、中学生のときにソフトテニス
を少ししたことがある程度で、ほとんど
スポーツをした経験がありませんでした。
そのため、ゴルフをすることについ



キャッチャーと弁護士

弁護士 久井 大輝

令和3年1月から、当事務所にて執務しております久井大輝と申します。
この場をお借りしまして、簡単に自己紹介させていただきます。

1 生い立ち

私は、平成6年7月に、大阪府堺市で生まれ、その後、関西大学、大阪大学大学院高等司法研究科に進学しましたが、その間も実家から通学していました。そのため、私は、生まれてから26年間、一度も実家を離れたことがありませんでした。

そこで、当事務所で執務することをきっかけに、26年間過ごした堺の実家を離れ、職場の近くで一人暮らしをすることにしました。私自身、初めての一人暮らしであり、最初の数か月間は、洗濯や掃除に悪戦苦闘し、両親のありがたさを痛感する日々を送っていました。数か月経ち、ようやく一人暮らし

にも慣れ、土曜の朝に、家全体を掃除することが、ルーティンとなっていました。また、休日の夜に、一人で料理をし、その料理を食べながら、趣味のドラマやバラエティー番組を鑑賞することが、至福のひとつとなっています。

2 ソフトボールとの出会い

小学生の頃、子供会でソフトボール大会があり、私は、人数が足りないのに参加してほしいと依頼を受け、初めてソフトボールと出会いました。当時、私は、人より体重が重かったことから、監督からキャッチャーをやるように言われました。当初、何となくキャッチャーというポジションは地味で嫌だなと思っていたのですが、そのときの試合で完封勝利を収めたことで、チームで勝つために共に戦うという楽しさや、試行錯誤しながらピッチャーをリードする面白さを知りました。私は、元々

あまり、運動が得意ではなかったのですが、上記の経験から、そんな私でもソフトボールのキャッチャーならできるかもしれないと思い、中学及び高校では、ソフトボール部に所属しました。中学・高校時代は、勉強をそっちのけにし、朝から晩までソフトボールに明け暮れる日々を送っていました。その甲斐あって、中学時代は全国大会に、高校時代は大阪で2位の成績を収めることができました。

また、高校卒業後は、知り合いの紹介で、大阪府和泉市に拠点がある、社会人ソフトボールチームに所属していました。当該チームには、20代から50代までのメンバーが所属し、年齢も仕事も様々なメンバーが集まっていました。私からすれば、社会人の大先輩ばかりが所属しているチームでしたが、私は、縁あって当該チームのキャプテン及び監督を務め、先輩メンバーとのコミュニケーションをうまく取りながら、チームをまとめて上げるこの大変さを学び、また、



そのやりがいを感じました。弁護士も、事件によって複数人のチームで対応することが求められますので、社会人ソフトボールチームでの経験は、弁護士になってからも活かせるものと考えています。

弁護士として執務を始めて以降、ソフトボールはできていませんが、現在は、ゴルフに没頭する日々を送っています。なんとか1年以内に100を切りたいと思っています。

3 弁護士になったきっかけ

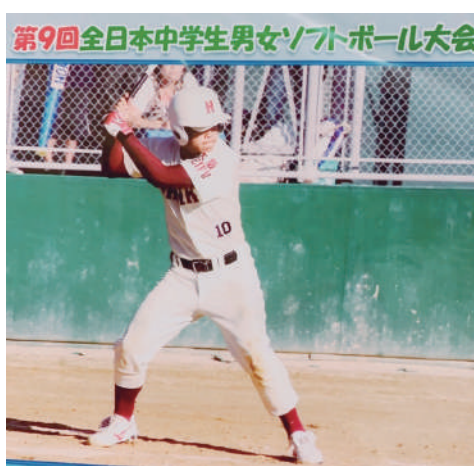
弁護士を目指したきっかけは、大学受験に失敗したときでした。当時、私

は法学部ではなく理系を専攻していましたが、センター試験の結果が悪く、この成績では希望の学部にも行けない状態でした。そのようなとき、2つ上の兄が、私に対し、「理系も文系も関係ない。昔弁護士になりたいと言ってたんやから、法学部も受けてみたらどうか。」と言って、私を励ましてくれました。私は、兄の意見も踏まえ、将来何になりたいのか改めて考えました。私の父は、会社を経営していたのですが、かつて父の会社の経営状況が悪化したときに、弁護士が助けてくれたことを思い出し、そのときの弁護士のように人の役に立ちたいと思い、法学部を志し、関西大学法学部に入学しました。

関西大学入学後、私は、弁護士の仕事をもっと詳しく知りたいと思い、関西大学法律相談部に所属しました。法律相談部では、当事務所に在籍している大東弁護士をはじめ多くの先輩から、弁護士の仕事は、つらいこともあるが人から感謝される仕事でもあり、やりがいのある仕事だと教わりました。また、法律相談部では、実際に困っている方から相談を受けるという無料法律相談を実施しているのですが、ある相談を受けた際、相談者の方から、「ありがとう」という言葉をかけていただきました。この相談は、私が一から自分で調べ、初めて主任として臨ん

4 キャッチャーとは。

ある飲み会の席で、キャッチャーと



いう立場から弁護士に活かせることはないのかと質問されたことがあります。私はそのときに、はじめてキャッチャーと弁護士の関係性について考え、以下のとおり回答しました。

一つ目は、キャッチャーは、広い視野を持つ必要があるということです。ソフトボールのポジションは、キャッチャー以外の8人がバッターに向かって守り、キャッチャーだけがバッターの後ろで守ることになります。そのため、一人だけがグラウンドの全体を見ることができます。しかし、その一方で、すべての情報を把握する必要がある、視野を広く持たなければなりません。弁護士の仕事においても、一つの問題に対して、解決策は一つではありません。そのため、色々な視点から複数の解決策を提示しなければならず、広い視野が必要となります。

二つ目は、キャッチャーは、あらゆるリスクを想定し、最善の策をピッチャーに提案することが求められます。キャッチャーは、常に、バッターと対戦する際に、ピッチャーの意図を理解しながらも、点を取られないようにするためにどう対応したらいいのか考えています。そのため、ピッチャーの意見に合わせて投げるときもあれば、ときにはキャッチャーの意図通り投げてもらうときもあります。これは、お互いがバッターを抑えるという共通

の目的の下で、キャッチャーがあらゆるリスクを想定し、ピッチャーの意見も考慮して、最善の策を提案することが、試合に勝つために、常に必要な作業であるからです。キャッチャーと弁護士では、目的は全く違いますが、その状況下におけるあらゆるリスクを想定し、依頼者（又はピッチャー）の意見も踏まえながら、最善の解決策を提示する点では、弁護士とキャッチャーで共通している部分ではないかと思っています。

5 目指すべき弁護士像

当事務所に入所し、半年以上経過しましたが、日々直面する課題を一つ一つ乗り越えるのに精いっぱいの日々を送っています。

私は、12年間キャッチャーをしてきて培った能力を活かし、広い視野を持ち、依頼者の皆様の利益のために、あらゆるリスクを想定した上で、最善の策を提示できるような弁護士になりたいと思っています。

また、一人前の弁護士になったときには、「久井」なら任せられると言っていたような弁護士になりたいと思っています。

まだまだ働き始めたばかりの未熟者ですが、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

コロナ禍での仕事



弁護士
西村 勇 作

コロナ禍となってから1年以上が経ちました。マスクを付ける生活も当たり前になってきましたが、咳が出ているわけでもありませんので、ついついマスクを付け忘れることもあります。事務所にて一人でパソコンに向かっているときは、たいていマスクを外しており、帰宅する際にマスクを付け忘れて事務所を出てしまい、駅の近くまで来てからマスクをしていないことに気づいて、マスクを取りに事務所に戻ったりすることも時々あって、なかなか大変です。世間ではコロナ禍においてテレワークが推奨されており、私もテレワークなるものをしてみました。

当事務所では、自宅のパソコンから事務所のサーバーにアクセスすることができ、サーバーには手書きのメモも含めてほとんどの書類がデータとして保存されていますので、自宅で仕事をする環境は比較的整っている方ではないかと思っています。メールやファックスも自宅のパソコンで確認できますし、ウェブ会議システムで打合せを行うこともできます。また、裁判期日も、ウェブ会議システムを利用して行われることも最近では珍しくなくなってきました。

実際にテレワークをやってみて、私が感じた最大のメリットは、やはり通勤時間がないことです。外出前の身支度なども含めると、1日2時間くらいはテレワークの効用として時間を生み出せているのではないかと思います。

時間を節約できるのはよい反面、テレワークをしていると、仕事以外のことに及んでいる時間も少なからずあります。事務所で仕事を

している場合でも、一瞬の間もなく仕事をしているわけではありませんので、テレワークで仕事以外のことをしている時間があつたとしても、集中すべき時間帯で集中して仕事ができれば、それでよいと思うのですが、やはり事務所にいるときに仕事以外の時間帯が多くなってしまう、なんだかテレワークと称して自宅でサボっているような気がして、それが精神衛生上よろしくありません。このようなことを述べていることが過去の懐かしい話に早くなつてほしいと願うばかりです。

オンライン、マスクと
気の持ちよう



弁護士
河合 順 子

2020年の年明けからコロナ

で過ごし方が一転しました。コロナの蔓延が始まる直前に、ヨーロッパに海外赴任した親しい友人家族らと一緒に北イタリアの旅をしたのが今のところ最後の海外旅行です。

コロナ禍で、いつでも、どこでも、人と会える生活から外出自粛や入国規制により、簡単に人と会えない日常になりました。遠方の友人や家族とは、以前からスカイプやFacebookなどのコミュニケーションツールを利用していましたが、コロナ禍で移動がかなわない中でオンラインコミュニケーションは、簡単に話をして一緒に楽しい時間を過ごすことができます。もちろん直接会って一緒に時間を過ごせたらと思いますが、オンラインコミュニケーションのおかげで日常的な不自由はなく、むしろ、移動がなくなった分、時間を有効に使えるようになったと思います。他方で困った側面もあります。特に初対面の方とは、仮に面談が

かなったとしてもマスクをしているため、ほぼ目元しか識別できず顔を覚えるのが難しく、相手の表情を窺うことが難しいです。また、表情を窺えないことで、相手の気持ちを読み取ることが容易ではありません。自分の目から入ってくる、表情から読み取る喜怒哀楽を知ることが、非常に大切であると実感しています。

仕事の場面でも、オンライン会議により、遠方の依頼者や裁判所とも移動時間を気にせず簡単に面談することができるようになりました。非常に便利にはなりましたが、依頼者の気持ちや裁判官の心証をオンラインで読み取るには限界があります。そもそも、法的解釈をお伝えするだけであれば、メールでも十分であるため、依頼者の気持ちを汲み取った法的アドバイスをこなうことが大切で、オンラインやマスクでの面談においてもこれが実践できるのが今後の課題ではないかと思う今日この頃で

30年



弁護士
松 久 僚 成

私は、今年30歳の誕生日を迎えます。ついに20代が終わってしまうと思うと、一気に老けた気分になります。

日本の歴史に照らすと、私は、バブル崩壊と同時に生まれ、よく分からないまま「ゆとり世代」と揶揄され、高校を卒業した翌年から高校教育の無償化がスタートし、司法修習（司法試験合格後、弁護

士になる前の研修）では給与などの支給を得られない最後の世代に滑り込んでしまいました。これだけ列挙すると、ことごとくタイミングが悪かったように見えますが、他方で、サッカーワールドカップが日本で開催されたり、ゲームや漫画が爆発的に増えたりするなど、私自身の実感としては、恵まれていた気持ちの方が大きいです。

何より、この30年では、IT（情報技術）の分野が目覚ましい発展を遂げたのではないのでしょうか。漫画の「名探偵コナン」では、当初、主人公は公衆電話を利用しているシーンが多かったものの、いつのまにか携帯電話をもつようになり、その携帯電話も今ではスマートフォンに変わっており、時代の変化を感じます。今日では、仕事の打合せもインターネットを通じて行われることが増え、契約の申込み手続はタブレット端末を利用して行われるなど、ITなしでは世界が回らないといっても過言で

はありません。

もっとも、近年では、ITに関連した紛争も増加しています。SNS上で他人の名誉を毀損したとして裁判が起されたというニュースは、今や珍しくはありません。私自身も、インターネット上でいわゆる「炎上」について相談を受けたことや、発信者情報開示請求を行って発信者を特定し、損害賠償請求を行った事案もありました。私が子どもの頃は全くイメージのつかなかった紛争類型です。

ただ、法律は、テクノロジーの発展に応じて改変を繰り返し、現実の紛争や裁判の結果をふまえて洗練されていきます。私自身はこれから少しずつ体の衰えを実感するのかもしれませんが、また30年後に振り返ってみたときに、どのような法律が生まれ、また、私がかどのような案件に携わっているのか、非常に楽しみです。

分野ごとの活動から

債務者危機時期における債権回収



弁護士
二宮 誠行

1 はじめに

取引上の債権を有している場合、日常的に債務者の信用状態を把握しておくことが重要です。そして、万一債務者の信用状態に何か問題が生じた場合、直ちに回収行動に移る必要があります。その場合に、通常選取肢としては、仮処分、仮差押え等の保全手続や民事訴訟の提起等の法的手続が考えられます。

しかし、場合によっては、このような通常の選取肢では対応できない事案に遭遇することがあります。

以下では、そのような特殊な事案において実際に取られた対応についてご紹介します。

2 事案の概要

当職は、精密機械メーカーであるY社に対して総額16億円余の債権を有しているX社から相談を受けました。

X社によれば、最近Y社の経営に不審な人物が

関与するようになり、同社の資金が外部に流出している疑いがあるとのことでした。

もともと、Y社は某県に本店を置く小規模な会社でしたが、取り扱っている商品に関しては高度な技術を有しており、その分野については国際的にも知名度の高い、知る人ぞ知るといふ会社であり、財務内容についても特段問題はありませんでした。

Y社の経営は高齢の創業家一族が担っていましたが、ある時期より、コンサルタントと称するAという人物が経理責任者を務めるようになり、その後、いつの間にかAはY社の社長を名乗るようになりました。

Y社の創業家に確認したところ、登記上の代表取締役は創業家から変更されていませんでしたが、Aのことを大変信頼しており、実質的な経営権をAに委ねているようでした。

そこで、さらに調査したところ、Aには会社乗っ取りによる詐欺の前科があり、また、X社がY社に貸付する際にAから提出された決算書類は、実際よりも財務内容を粉飾したものであり、Y社の財務状況に問題ないとX社を誤信させ、融資を実行させるために作成した虚偽の内容であることが分かりました。

このような状況においても、Y社創業家のAへの信頼は高く、X社の説得にも耳を貸さなかったため、Y社からの資金の流出を止めることができず、流出資産の詳細も不明なままでした。そのう

え、Y社では、従業員の退職が相次いでいました。

3 X社の選択

このような中、当職は、通常の選取肢では回収に繋がらないと考えました。

そこで、X社は、Y社に対する債権者の立場で、Y社について債権者破産の申立を裁判所に行いました。

通常、破産申立は債務者自身が行う場合がほとんどであり、これを自己破産と呼んでいます。破産法上は債権者にも破産申立権が認められており、本件では、債権者申立による破産を選択したのです。

また、X社は、Aが、虚偽の決算書を作成、交付して、Y社の財務内容を偽り、本来であれば認めるはずのなかった融資を実行させたことについて、警察署に詐欺罪で告訴しました。

こうして、X社は、Aによる不正行為については告訴することで抑制し、刑事手続による真相解明に委ねる一方、Y社については、裁判所が選任する破産管財人を通じて、流出した資産の行方と真の財務状況の解明及び失われた資産の回復を図ったわけです。

4 選択の結果

その後、Y社の破産管財人はY社の資産を調査、回復に努め、債権者に対する配当原資を確保した結果、X社は、7000万円近い金額の配当を受けることができました。

また、Aは、詐欺罪で逮捕され、裁判所に起訴された後、有罪の実刑判決を受けて収監されました。

5 最後に

債権の回収方法として債務者の破産を申し立てるといふ選択は、一件逆説のように思われます。しかし、債務者の経営陣が協力を拒むなか、日を

追う毎に債務者の資産が失われる危険のある状況においては、債権者破産の申立を行うことで、債務者の財産管理権限を経営陣から奪取し、中立的かつ権限ある破産管財人による管理を委ねることに

により、債権者全体の公平、平等な回収をはかることが可能となります。もし、判断が遅れていた場合、Y社の資産は流出を続けていた可能性があり、本件のような回収が得られなかったかもしれません。

このように、債務者の危機時期においては、迅速且つ柔軟な回収行動が必要であり、権利の回復に努力した者のみが回収を得られるといえるのです。

離婚・相続のトラブルへの法的支援 ～もめる前から早めのご相談を～



弁護士
松嶋 依子

1 アドバイザーとしての法的支援

本稿では、離婚・相続のご相談について、当事務所がどのような対応をさせていただいているのかご紹介致します。

～当事者での話し合いによる解決のために～

離婚、相続の紛争に共通することですが、夫婦、ご身内の間のことで、極めて密な人的関係の間で起こる紛争であり、熾烈な感情争い含みの諍いであることが特徴です。

このような案件で特に注意すべきことは、い

くら争いが生じた（または生じそうだ）としても、いきなり弁護士が代理人として介入をする、却って、紛争が熾烈化・長期化してしまうおそれがあることです。当職も、離婚や相続のご相談をお受けすることが多いですが、弁護士介入のタイミングについては特に慎重に検討・対応するようにしています。

そのため、話し合いによる解決の余地が少しでもある件については、いきなり弁護士介入せず、ご本人で話をしていただくこととして、ただ、話し合いのアドバイザーとして、後方からの法的支援（ご本人から相手方に出す手紙やメール等の文案の確認、当事者で解決の合意に至った場合の協議書の作成等）を行うことも多くあります。

2 交渉や調停・訴訟等の代理人

～法的手続による解決を目指して～

当事者同士での話し合いによる解決が難しい場合は、離婚、相続（遺産分割等）の代理人として、交渉・法的手続（調停・訴訟等）を進めます。

なお、少しばかり特殊ではありますが、代理人として介入した結果、早期円満解決ができたと思われる件をのちほど紹介させていただきます。

3 （特に相続）遺言書作成等、講演会

～「争族」の防止のために～

身近な者同士での争いは起こらないに越したことがないため、「争族」を防止する、予防法務的な発想を持つこともとても大事です。

このような予防法務的な観点から、遺言書作成等の法的支援を行っています。遺言書については、単なる文案作成に留まらず、遺言能力に関する紛争例等を踏まえたうえで、争われないような工夫をし、また、ご親族の関係性も踏まえ、法的にも心情的にも、できる限り問題の生じにくいようなものになっています。

4 解決例の紹介 ～とある相続案件より～

少し特殊な件ですが、代理人介入した相続案件の解決例を紹介します（依頼者のご要望で少し事案を変えてあります）。

次男X（依頼者）一家は、母名義の自宅と共に生活し、母が高齢となり身の回りのことができなくなつてからも、家族として一身に介護をしてきました。

他方、長男Yは、母と疎遠になっており、日常あまり交流はありませんでした。

母は、次男X一家に感謝しており、自宅を含む一切の財産を次男Xに相続させる旨の自筆証書遺言を作り、次男Xに対して、遺言の存在を告げ、自宅で保管していました。

母死去後、長男Yの代理人の弁護士から次男Xに対し、遺産分割の申し入れがありました。

次男Xは、長男Y側に対して、母の遺言書があることを説明し、相続手続を行おうとしましたが、遺言書が見当たりません。

次男Xの妻によると、母の葬儀を自宅で行った際、長男Yが母の書類を探していたとのこと、長男Yが遺言書を持ち出した可能性が濃厚でした。

ここで、当職は次男Xから相談を受けました。杓子定規にみると、長男Yが遺言書を持ち出したとすれば、その行為は相続欠格（民法891条5号）や私用文書等遺棄罪（刑法259条）に該当しうるものであり、この点を指摘したうえで、長男Xに遺言書を出させるような強い態度で臨む方針もあり得るところでした。

ただ、次男Xとしては、母の遺言書を見たときの長男Yの気持ちにも慮ってほしいとの希望を有

していました。
結果、当職から長男Y代理人に対しては、必要があつて持ち出した書類に遺言書が紛れていないか、母は生前兄弟が仲良く過ごすことを望んでいた旨を記載した通知書を出しました。

結果、長男Y側より母の遺言書が戻され、無事、次男Xは遺言書による相続手続を行うことができました。戻ってきた遺言書をお渡ししたときの次男Xの涙が印象的でした。

本件は双方代理人が就いていたことで、早期円満解決に至ったレアケースかもしれません。解決事例としてご紹介させていただきました。

労働組合対応案件の急増



弁護士
岩田 和久

※本稿は、主として企業、事業者の皆様向けとなっております。

1 新型コロナ感染拡大の中で

昨年春より始まった新型コロナ感染による情勢不安が一年半もの長期に及ぶ事態となりました。

私は、従前より労働事件を重点的に取り扱って参りましたが、昨年の秋頃より、「労働組合から団体交渉を申し入れられたのがどうすればよいか」という相談が急増しました。これまでも、労働組合対応案件は少なからずありましたが、極端に増加したという肌感を持っています。その背景

として、緊急事態宣言の発令や大規模な休業要請に伴い、企業内で、休業補償、コロナハラスメント問題、賃下げ、配置転換や退職勧奨、整理解雇といった人事関連の労使紛争が多方面で勃発したことが挙げられます。

こういった労使紛争を解決するために労働者側に用意されたメニューは、弁護士に依頼する、労働基準監督署に相談する、裁判や労働審判手続きを利用するといった手法のほかに、労働組合に加入して交渉するというものがあります。

2 「労働組合」とは

労働組合は、法的には、「労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体」のことです（労働組合法第2条）。労働組合の種別としては、「企業内組合」（特定の企業又は事業所で働く労働者で組織された労働組合であり、日本における労働組合の最も基本的な形態です）、「産業別組合」（同一産業に従事する労働者で組織される労働組合で、日本の場合は、同一産業において企業別組合が結集した連合体であることが多いです）、「地域労組」（企業や産業に関わりなく合同して組織される労働組合で、合同労組、ユニオンなどと呼ばれます）。このうち、圧倒的に相談件数が多いのは、「地域労働組合」からの団体交渉申し入れ案件です。

3 団体交渉の心得

労働組合対応に纏わる法的知識やノウハウは極めて多岐にわたるため、全てを論じるには紙面が全く足りません。ですから、本稿では、労働組合から団体交渉の申し入れを受けた場合に知っておくべき最低限の知識を3つ、以下に指摘します。

4 結語

労働組合に関する論稿は膨大なものとなるため、僅かしかお伝え出来ませんでした。以上の3点は知っておいて損は無い知識です。もとより、労働組合対応の分野は、特殊なルールが支配する専門性の高い分野です。

労働組合から「加入通知兼団体交渉申し入れ書」という手紙が届いた場合、慌てず焦らず、緊張感を持ちつつ、「初手」を誤らないように対応を始めて頂くことを強く推奨し、本稿を終えたいと存じます。

交差点における右折車と直進車との事故において、基本の過失割合を超えて示談が成立した事案の紹介



弁護士
柴田 大樹

1 過失割合について

交通事故における損害賠償請求の事案では、過失割合が争点となることしばしばあります。過失割合とは、平たく言えば、どちらにどれだけ落ち度があったかということです。どのような事故で、どの程度の過失割合が認定されるかということについては、一定の基準があります。最も頻繁に参照されるのが別冊判例タイムズ38号『民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準』（以下「別

冊判タ38号」といいます。）という書籍であり、類型ごとに過失割合がまとめられています。交通事故における紛争処理に際しては、別冊判タ38号に記載された過失割合を出発点とすることが一般的です。
最近ではドライブレコーダーを搭載した車両が徐々に普及してきていますが、未だ搭載されていない車両も多く、ドライブレコーダーで記録されていない事故の場合には、双方の言い分が食い違うことにより、過失割合を巡って紛争が長期化することが少なくありません。

2 事案の紹介

ここで、当職が過去に担当した事案を紹介します。依頼者はバイクで通勤中、交差点を青信号で直進していました。そうしたところ、同交差点を右折してきたトラックに衝突して転倒し、怪我をすると同時に、バイクも損壊しました。いわゆる典型的な「右直事故」で、別冊判タ38号によれば、基本の過失割合は、バイク15・トラック85となります。

これが意味するところは、バイクの運転手が怪我をして100万円の損害が生じた場合、トラックの所有者や運転手に請求することができるのは、100万円×（1－0.15）＝85万円であるということになります。

しかし、依頼者は、それでは納得できませんでした。依頼者によると、事故は次のような状況で起こったからです。

- ① 依頼者が交差点の手前でトラックを認め、一度減速して様子を見た。
- ② そうすると、相手のトラックは停止に近い速度まで減速した。
- ③ 依頼者はトラックが右折待ちのため交差点で停止するものと考え、そのまま直進すべく加速した。

（1）「団体交渉申し入れを無視或いは拒否してはならない」

労働組合は法律により特別な保護が与えられている団体です。一般社会では、誰から何らかの対話を求められても応答する法的な義務はありませんが、労働組合については、応答しないことそのものが違法になります（義務的団体交渉事項という事項に関する団体交渉に限りませんが、その該当性判断は個別の法的判断となりますので、皆様は原則として無視してはいけない、拒否してはいけないとご理解下さい。）

（2）「団体交渉では、企業側からの各種説明が必須になる」

団体交渉では、例えば「休業補償をせよ」であるとか、「解雇を撤回せよ」といった具合に、何らかの労務に関する要請がテーマ設定されます。これに対して企業は、その措置を採った理由を説明することが求められます。つまり、形式的に漫然と交渉の席に着けばいいのではなく、資料根拠の開示や詳細な説明を成す、「誠実な交渉姿勢」が求められるということです。

（3）「組合の要請を了承する義務があるわけではない」

団体交渉では、誠実な協議姿勢が企業に義務付けられますが、組合の要請を必ず承しなければならぬという義務はありません。このため、双方の主張を繰り返す中で、議論が煮詰まり平行線となった場合には、団体交渉打ち切るという局面が訪れることになります。但し、留意すべきは「組合の要請は一切了承しない」と初回から高を括った交渉姿勢で臨むことは違法になるということです。あくまでも、協議を尽くした結果、折り合いがつかないというプロセスを経ることが必須となります。

④ そうしたところ、停止すると思っていたトラックが急に加速して右折し、バイクに乗っていた依頼者の目の前に現れた。

⑤ 依頼者は急ブレーキを踏んだものの、間に合わず、そのままトラックの横側に衝突し、転倒した。

この一連の状況を見る限り、依頼者には全く落ち度がないように思えます。何故全く落ち度がないのに15%も減額されなければならないのかという依頼者の気持ちももつとものです。しかし、ドライブレコーダーがついておらず、目撃者もいない事案であったため、依頼者の言い分を証明するための証拠は何一つありませんでした。

3 解決方法

裁判所における認定は証拠に基づいて行われるため、こちらの主張に沿う証拠があれば、いくら主張しても認められることはありません。そこで、当職は、訴訟を提起し判決となった場合には上記の別冊判タ38号に基づいた過失割合が認定されてしまうであろうことを踏まえ、依頼者の利益に少しでも近づけるためには、安易に訴訟を提起するのではなく、交渉を進めることが最善の方法であると考えました。案の定、保険会社からは抵抗にあり、基本の過失割合どおりの示談を求められましたが、依頼者の言い分に基づき事故状況を具に説明する文書を保険会社へ送付するなどし、粘り強く交渉を重ねました。

その結果、過失割合は0・100にはならなかったものの、トラックの過失割合を9割にまで上げることができました。落ち度のない依頼者からすれば完全な満足とはいかなかったとは思いますが、保険会社が一定の譲歩をしたことで依頼者も納得し、10・90での示談をすることとなりました。

4 本事案の意義

長く交渉を続けたことにより、解決までには相

当の年月がかりました。最終的には訴訟を提起した方が早く終わったと思われる時間をかけましたが、訴訟を提起していれば、この過失割合にはならず、依頼者の納得のいく解決にもならなかったと思います。

証拠の裏付けがない事案でも粘り強く交渉することによって解決の糸口が見えてくることを示す一例であると思います。

二段階買取における株式の価格決定の申立において、株式価値算定書を提出することなく手続きを進めた事例の紹介



弁護士
日下部 太一

1 はじめに

本稿においては、当事務所の会社法チームの取扱事例を紹介させていただきます。会社法チームには、会社法・金融商品取引法やM&A等を得意分野とする弁護士が所属しており、これらの案件を専門的に取り扱っているとともに、日々の勉強会などを通じて専門性をさらに陶冶しています。

本稿では、これまで会社法チームで取り扱った事案のうち、上場企業を対象会社とするいわゆる二段階買取（公開買付により対象会社の株式を買い集めた後、株式併合等の手続きを活用して対象会社を完全子会社化する手法）が行われた事案

において、既存少数株主より申立てられた、株式の価格決定の申立事件をご紹介します。また、価格決定の申立事件を「公正な価格」についてどのように判断されるべきかが争点となりました。スクイーズアウトの続きにより少数株主に支払う株式の価格について、公開買付における公開買付価格と同額であることが予定されていますが、申立人は、A社及び公開買付者それぞれが、第三者算定機関から取得した株式価値算定書に關し、証拠調べをする必要があるとし、文書提出命令の申立を行いました。

これまでの実務では、価格決定の申立事件の審理過程においては、会社側は自らが取得した株式価値算定書を提出することが一般的だったので、本件においては、これを提出すると、当該株式価値算定書に記載された事業計画や営業活動等に関する事項が外部に流出する恐れもありました。

そこで、A社の代理人として、当方は、①全

3 価格決定の申立事件における審理

本件においては、公開買付完了後、対象会社において残存する少数株主の株式を1株未満の端数にすることにより、少数株主を株主でなくす（いわゆるスクイーズアウト）ための株式併合を行ったところ、少数株主の一人から、株式併合に反対であるとして株式買取請求がなされ、買取請求を行った株式に関する価格の決定の申立てが裁判所に対してなされました。

本件においては、公開買付完了後、対象会社において残存する少数株主の株式を1株未満の端数にすることにより、少数株主を株主でなくす（いわゆるスクイーズアウト）ための株式併合を行ったところ、少数株主の一人から、株式併合に反対であるとして株式買取請求がなされ、買取請求を行った株式に関する価格の決定の申立てが裁判所に対してなされました。

本件においては、公開買付完了後、対象会社において残存する少数株主の株式を1株未満の端数にすることにより、少数株主を株主でなくす（いわゆるスクイーズアウト）ための株式併合を行ったところ、少数株主の一人から、株式併合に反対であるとして株式買取請求がなされ、買取請求を行った株式に関する価格の決定の申立てが裁判所に対してなされました。

被害者は、かかる状況に耐えかね、当該投稿に対する対応を弊所に依頼しました。

3 実際の流れ

上記のご相談を受け、まず、問題となる投稿がなされたインターネット上の掲示板やSNSを特定し、掲示板等ごとに投稿の内容を整理しました。なお、インターネット上の投稿については、いつでも削除が可能のため、単にURLを記録するだけでなく、スクリーンショット等により実際の表示画面を保存することが重要になります。

次に、各投稿がなされたインターネット上の掲示板等について、その運営者を調査しました。多くの場合、ウェブサイトに「会社概要」等といったウェブページが用意されており、ここから運営者を特定することができます。また、ウェブサイト上では運営者が分からない場合であってもウェブサイトのドメインから、Whois検索を利用することで運営者を特定できる場合もあります。

上記により運営者を特定した後、まずは、各運営者に対して、各投稿についてのIPアドレスとタイムスタンプを任意で開示するよう求めました。なお、ウェブサイトによっては、自社で当該情報の開示の窓口を設け、所定の方法により請求することを求めている場合もあります。

運営者が任意開示に応じる場合は、当該IPアドレス等を用いて当該投稿に係る経由プロバイダを調査することになります。他方、任意開示に応じない場合、運営者に対して、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示を求める仮処分申立てを行うこととなります。

本件では、問題となったSNSについては、その運営者が海外法人であり、任意開示を求めることが困難であったため、当初より、上記仮処分申立てを行いました。

部取得条項付種類株式を利用した二段階買取につき、最高裁が平成28年に判断した「一般に公正と認められる手続により上記公開買付けが行われ、その後に当該株式会社の上記買付け等の価格と同額で全部取得条項付種類株式を取得した場合に、特段の事情がない限り、上記株式の取得価格を上記公開買付けにおける買付け等の価格と同額とするのが相当である」との規範が株式併合を利用した二段階買取についても当てはまること、②このため、価格決定の申立事件における審理の対象はあくまで、一般に公正と認められる手続きにより公開買付けが行われたか否かであって、公正な手続きにより公開買付けが行われたことは明らかな本件においては、公開買付価格が公正な価格であることは当然に導かれるのであるから、さらに株式価値算定書を取り調べの必要はない旨主張し、株式価値算定書の文書提出命令申し立ては却下されるべきであると主張しました。

4 本事例の意義

これまでの実務では、価格決定の申立事件において、株式価値算定書を提出することが一般的であったところ、上記平成28年の最高裁決定の論理から、株式価値算定書を提出しなくとも、公開買付価格が公正な価格であると認められた点で、非常に意義を有する決定を勝ち取ることにまりました。

会社法チームにおいては、上場会社の事案に限らず、広くスクイーズアウト手続きやM&A等

仮処分の申立を行うにあたっては、問題となる投稿による権利侵害の内容と開示の必要性を記載します。なお、名誉毀損による権利侵害については、通常、抗弁事由にあたる真実性・公益性・公益性について、その不存在を疎明する必要があるため、事案によっては一定のハードルが存在する場合があります。本件では、被害者の顔写真が併せて投稿されており、肖像権侵害を主張することができましたので、比較的スムーズに権利侵害が認められるに至りました。

仮処分申立てが認められた後、SNSの運営者から、当該投稿に係るIPアドレスとタイムスタンプの開示を受けることができました。そして、当該IPアドレスから、再びWhois検索を行ったところ、日本法人の経由プロバイダを発見することが出来たので、当該経由プロバイダに対して、発信者情報の開示を求める裁判を提起しました。

この裁判では、問題となったSNS特有の事情としてアカウントへのログイン時のIPアドレスとタイムスタンプしか開示されず、実際の投稿についてのこれらの情報が存在しないため、実際の投稿を行った者が、ログインをした者と同じと言えるかが争点となりましたが、過去数年分の投稿を一覧化し、これとログインの時間を対照することで、各投稿とログイン時の近接性を立証し、無事に、同一性が認められるに至りました。

以上の手続きを経て、無事に当方の請求が認容され、経由プロバイダより発信者の契約情報等の開示を受けることができました。

4 最後に

インターネット上での誹謗中傷の被害に遭われた場合、泣き寝入りになるケースも多いとされていますが、法律上、加害者を特定することが可能

の買取手続きの支援につき、専門性を持って取り扱っておりますので、このような案件がありましたら是非ご相談ください。

発信者情報開示請求について



弁護士
甲斐 一真

1 はじめに

インターネット上での誹謗中傷の被害に遭われた場合、当該誹謗中傷を行った加害者を特定するため、いわゆる発信者情報の開示を求める必要があります。

2 事案の概要

以下では、弊所において発信者情報の開示に関する各手続を履践した事例をご紹介します。

被害者は、過去に有罪判決を受けたことがありましたが、現在は、更正し、社会生活を営んでいました。しかし、あるときから、インターネット上の掲示板やSNSに、過去の有罪判決に関するニュース記事を引用した投稿がなされるようになりました。投稿は匿名でなされ、被害者も、投稿者に何の心当たりもありませんでした。

当初は、被害者もこのような投稿を気にしていませんでしたが、次第に、会社の同僚や上司等がこの投稿を見ることとなり、遂には、当該投稿内容を理由に退職勧奨を受けるに至りました。

なケースもありますので、不幸にも被害に遭われた場合には、一度、弊所にご相談いただければと存じます。

企業再生（連帯保証人も破産せず、金融機関の大幅債権カットを受けられた事案）



弁護士
森 瑛史

弊所は、企業の再生支援にも力を入れているところ、昨年、自動車試作部品等を製造・販売する会社（以下「再生会社」といいます。）に関して、スポンサー交渉から再生計画の立案、その実行までの一連の支援を行いましたので、こちらを題材として、ご紹介させていただきます。

対象となった再生会社は、2014年頃までは売上高6億円、営業利益3000万円を計上していたものの、従業員の退職や取引先の発注減などにより、2018年に売上高が3分の1まで激減し、1億円の営業赤字を計上するなど、急激な不振に陥っていました。再生会社の金融機関からの借入額は6億円を超えており、元利金の返済も困難になってしまったため、2018年頃からメインバンクの協力のもと、元金の支払いを停止し、コンサル会社の支援を受けて、業績改善を目指しました。しかし、目に見えた結果にはつながらず、2019年以降も7000万円ほどの営業赤字を計上し、再生会社の資産がさらに目減りしているような状況

が続いていました。

弊所は、2019年に再生会社に関与するようになりましたが、関与当初、再生会社は自力再建を希望しており、その枠組みでの法的な支援を模索・検討していたものの、2019年11月、近い将来、資金が底をつく可能性が現実化したため、自力再建ではなく、再生会社の事業を第三者に譲渡して、事業と従業員の雇用を守るという方法で、抜本的な再生を目指す決断に至りました。

残された時間は限られていたため、至急、中小企業再生支援協議会（第三者的な立場から金融機関の調整を行う公的機関）に支援を依頼し、同月中に、再生会社の稼働力を客観的に判定し、金融機関から同意を得る前提となる事業・財務のデューデリジェンスを受け、並行してスポンサー探索を行うことになりました。

スポンサー探索の方法としては、金融機関・コンサル会社に対して協力を依頼したところ、再生会社のメインバンクと取引があり、かつ再生会社の取引先でもあった同種・同業の会社（以下「支援先会社」といいます。）が興味をもつ可能性があったため、当職からメインバンクを通じてアポイントメントをとり、再生会社の事業の現況等を説明するなどして、支援の依頼を行いました。

支援先会社の企業規模は大きく、大幅な赤字を計上し続ける再生会社の支援に踏み切るのは極めてリスクが高いものではありませんが、支援先会社に対する資料提供や質問について即日対応するなど、可能な限り誠意をもつて交渉を続けたところ、協議開始から約3ヶ月後の2020年4月にはスポンサー契約の締結にこぎつけ、同年5月、支援先会社の新設する100%

渉外チームの取り組み



弁護士
渡部 真樹子

1 渉外チームのご紹介
私は、入所以来、渉外案件に多く携わってきました。

2015年からは米国のロースクールに留学し、ニューヨーク州弁護士資格を得て、その後、マレーシアとベトナムの現地事務所にて執務し知見を深めて参りました。弊所に復職後も、広く渉外案件のご相談をお受けしています。

また、弊所では、他にも、中国法務を多く取り扱う弁護士（中国律師も在籍）、米国駐在経験のある弁護士、米国法律事務所での執務経験を有する弁護士を擁し、渉外案件について、チームを組み、適宜海外の法律事務所とも連携しながら（世界各国の事務所が参加するネットワークに加盟）、リーガルサービスを提供しています。

2 コロナ禍を経て

「ニューノーマル時代だからできること」
多くの依頼者の渉外案件のお手伝いをさせていただく中で感じることは、交渉段階から弁護士が関与することの重要性です。

これまで、海外企業との間の契約書レビューの依頼を受け、実際にドラフトを見てみると、依頼者に不利な条項が盛り込まれていて、驚くことが

多くありました。

そのような不利な条項となった経緯は様々ですが、話を伺ってみると、「もうタームシート段階の交渉で決まっていたようにして」「今後のビジネスのこともあるので、相手方に強く言うことが出来なくて」「通訳を入れて説明してもらいましたが、そういう意味だとは思っていないくて」「等、必ずしも、ギリギリの交渉を経てやむを得ず、不利な条項となったのではないようで、交渉段階からお手伝いが出来ていれば、結果は異なったのではないかと、もどかしく感じていました。

一方、これまで、海外企業を相手方とする契約交渉では、一方が相手方の国に赴いて、対面交渉をするのが通常であり、毎回の交渉に弁護士を同行させるのが、時間的にも費用的にも難しいという側面もありました。その結果として、話が纏まった（纏まっていた）後の、契約書のドラフトまたはレビューの段階で、初めてご相談をいただくということも多かったように思います。

しかし、今般、コロナ流行により海外渡航が難しくなる中で、一気に、ウェブ会議の利用が広まりました。

これに伴い、「ウェブ会議なので、弁護士も参加して欲しい。」ということ、交渉段階から、相手方との打ち合わせに参加する機会も増えてきました。

これにより、上でご紹介したような、不利な条項を入れられてしまう原因を排除することができるようになりました。また、その他にも様々なメリットがあります。

まず、事前の準備が充実したものとなります。交渉に弁護士も同席する場合には、当然、会社担当者や弁護士とで事前の内部打合せをすることになります。そうすると、予定されたビジネス・取

子会社に対して、従業員を含めた再生会社の事業を移転するという内容の吸収分割契約の締結に至ることができました。

並行して、当該吸収分割契約の実行を前提に策定された再生計画も、同年6月中に全ての金融機関から同意が得られ、無事、同年7月に吸収分割契約の実行が完了しました。

再生計画の具体的な内容は、吸収分割契約により再生会社が支援先会社側から1億円を超える金額の支払いを受け、担保などの優先債権・金融機関以外の債権を全額支払った後、残ったお金を金融機関に支払い、残額について全額免除を受けるというものであり、金融機関に対して90%以上の債権カットを求めるものでした。

また、代表者ら役員3名は再生会社の金融機関に対する借入金に対して連帯保証を行っていたため、再生計画では、経営者保証に関するガイドラインを利用した保証債務の整理として、一定の資産を手元に残すこと及び連帯保証債務の解除を求めました。

以上の再生計画に対する同意が金融機関から得られたことにより、再生会社は90%以上の債権カットを受け、代表者ら役員3名は破産を免れ、かつ3名総額で1000万円以上の資産を手元に残すことができました。

今回の企業再生の達成は、大幅な債権カット等にも同意した金融機関、中小企業再生支援協議会等の関係者の尽力があったことはもちろんですが、大幅な営業赤字を計上し続け、事業価値を見出しがたい再生会社の事業に対して、相対的な対価を支払うという決断をした支援先会社の理解と協力があったことが大きかった事案といえます。

引の内容をお伺いした上で、想定される争点をお示しすることができ、当該争点に対する当方のスタンスと、状況を踏まえた複数の譲歩案まで、事前に練っておくことができます。

また、交渉の席においても、その場で、新たな対案も考えることができ、「一度持ち帰って検討」の時間が省けます。

さらに、場合によっては、会社担当者ではないにくいことも、弁護士を「悪者」にする形で、相手方に切り込むことも可能になります。

加えて、海外企業は、日本以上にインハウス弁護士を置いて交渉に参加させていることも多く、そのような相手方インハウスに押し負けないという点でも、弁護士の同席は有効です。

そして、契約の重要部分に関するミスコミュニケーションを防ぐこともできます。通訳の方のお仕事ぶりは、総じて素晴らしいですが、契約上重要な点が訳し漏れている場合もなくはありません。このような訳し漏れがないかにも気を配り、必要に応じフォローを入れています。

このように、ウェブ会議の浸透により、弁護士参加の時間的・経済的ハードルが一気に取り払われ、弁護士を、社内の海外法務担当者に近い位置づけで活用いただけるようになりました。

このことは、人的資源の制約から、社内に専門の海外法務担当者を置くことが難しい企業にも、非常に大きなメリットになるものと考えています。

もちろん、今後も、現地同行スタイルでの交渉サポートも大歓迎ですが、ニューノーマル時代の新たな弁護士の活用方法として、ご検討いただければと思います。

スポーツ団体に求められる ガバナンスの確保について



弁護士
松尾 友寛

1 はじめに

私は、平成25年から、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「ボッチャ協会」といいます。）の監事を務めていることから、これまで、「轍」においてボッチャの記事を書かせていただきましたが、今回は、趣を変えて、「スポーツ団体」（注：スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体のことをいいます。ボッチャ協会もこれに該当します。）におけるガバナンスの確保の必要性和その取組みについて簡単にお話しさせていただきます。

2 スポーツ界におけるガバナンス確保の必要性

(1) わが国では、平成23年8月、スポーツの推進のための基本的な法律として「スポーツ基本法」が施行されました。このスポーツ基本法では、その前文において、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であると謳われ、また、スポーツ団体については、スポーツの推進に主体的に取り組むことに加え、その運営の透明性を確保するよう努めることとされています（同法第5条）。

(2) もっとも、近時、スポーツ界においては、スポーツ団体や選手の不祥事（例：日本相撲協会における八百長問題、全日本空手道連盟における指導者の選手に対する竹刀を用いた不適切な指導の問題、全日本柔道連盟における助成金不正受給問題など）がたびたび発生しています。国民生活におけるスポーツの価値や意義、その果たす役割の重要性が増している今日において、スポーツ界における不祥事は、スポーツに対する社会の信頼を失墜させ、スポーツの価値を損ねることになりかねません。

(3) そこで、スポーツ庁は、スポーツの「インテグリティ（誠実性、健全性、高潔性）」の確保に向けた取り組みを開始し、その一環として、令和元年6月に「スポーツ団体ガバナンスコード」を策定しました。

3 スポーツ団体ガバナンスコード

(1) スポーツ団体ガバナンスコードとは、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めたもので、合計で13の原則から構成されます。上場企業が行う企業統治におけるガイドラインとして参照すべき原則・指針として「コーポレートガバナンス・コード」がありますが、これと同じ目的、機能を有するものといえます。

(2) スポーツ団体ガバナンスコードは、スポーツ団体に対し、組織運営等に関する中長期計画の策定と公表、役員等の体制の整備（外部理事及び女性理事の目標割合の設定とその達成に向けた方策を講じること等）、コンプライアンス強化のための教育の実施、内部通報制度の構築、危機管理及び不祥事対応の体制の構築などを求めるものとなっています（詳細はスポーツ庁のホームページをご参照ください。）

(3) そして、各スポーツ団体は、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、「統括団体（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会など）」による審査を受けるものとされ、この審査の結果をもとに、統括団体が、各スポーツ団体に対し、必要な指導助言、改善に向けた支援、処分等を行うこととされています（ボッチャ協会もこの審査の対象となっており、当事務所で対応させていただいております。）

4 おわりに

以上のとおり、各スポーツ団体は、上場企業と同様にガバナンスの確保が求められており、スポーツ団体ガバナンスコードに則って適切に団体の運営を行い、国民生活において重要な位置を占めるスポーツのインテグリティを確保していく責務を負っています。

ちなみに、この原稿を書いているのは5月下旬ですが、今、世間では、東京オリンピック・パラリンピックの開催の是非をめぐって議論が錯綜し、開催が問題視、不安視されている状況です。今回の轍が皆様のお手元に届くのは8月中旬ですが、予定どおりですと、オリンピックは終了しており、パラリンピックの開催直前の時期となります。私個人としては、スポーツ団体に関与する者として、感染症対策が万全になされた上で、わたしたち国民の生命や健康が害されることなく、オリンピック・パラリンピックともに、無事に行われることを切に願っています。

「実質勝訴」の思い



弁護士
犬飼 一博

1 当事務所知財チームについて

私は、平成23年12月に弁護士登録し、今年で弁護士10年目を迎えます。知的財産に関する業務は、弁護士が取り扱う業務の中でも、新しい価値を生み出す生産的な業務の側面があります。私は、そのような点に非常に魅力を感じ、当事務所に入所して以降、知的財産に関わる業務を重点的に取り扱ってきました。

また、当事務所では、私の他にも知的財産を重点的に取り扱う弁護士が複数名在籍し、案件によってチームで対応し、また、当事務所にて法改正や最新裁判例を検討するための勉強会を定期的に実施するなど、より質の高いサービスの提供を心掛けています。

本稿では、当事務所の知財チームがこれまで関与した案件で、印象深かった案件をご紹介します。

2 事案の概要

当職らは、医療機器の製造・販売等を行っているA社から相談を受けました。A社は、ある商標（以下「A社商標」といいます。）を登録して、A社商標を付した医療機器を製造・販売してい

3 知財チームの対応

商標を侵害された場合の法的手段としては、主として訴訟提起と仮処分申立の二種類があります。これら二種類の手続を同時に行うことも多いのですが、本件の事案に則した場合、A社商標とB社商標がほぼ同一であったことから、侵害であるという判断が早期になされる可能性が高いであろうと考えていました。また、医療機器という製品の特性上、万が一医療現場にて製品の取違等のトラブルが発生すると、患者の生命に重大な危険が及ぶ悲惨な医療事故に直結する可能性もあり、ひいてはそれがA社の致命的な信用問題に発展する可能性もあったことから、早期に標章の使用を差し止める必要性も高いと判断し、迅速な審理が可能となる仮処分申立を行うこととしました。

さらに、B社が海外から製品を輸入していたことから、水際取締りを実行すべく、輸入差止の申立も並行して行いました。

上記申立後、実際の医療現場で取違が起これることを疎明するために、A社とB社の両製品を取り扱っている医療機関を紹介していただき、医師から陳述書を取り付けたり、輸入差止

の手続では、輸入差止を認めるか否かを判断する専門委員に対するプレゼン資料を作成し、プレゼンの練習を行うなど、申立を行ってからの数ヶ月間は、怒涛の日々でした。

本件については、上記の読みどおり、比較的早期に侵害であることを前提とした審理の進行がなされ、一挙的な解決の観点から、仮処分申立の審理の中で和解協議も行い、最終的には申立から数ヶ月後に、無事和解解決に至ることができました。

和解内容の詳細は割愛しますが、最終的には、B社商標の使用を中止させ、また、通常の訴訟提起を行った場合と金額的に遜色ない損害をB社に早期賠償させることにも成功しました。

4 終わりに

案件終了後、A社の方々から「実質勝訴」（和解で解決したため「実質」となります。）という手作りの団扇という素敵なプレゼントをご準備いただき、全員満面の笑みで記念撮影をしたことが、今でもいい思い出です。案件終了までの数ヶ月間、依頼者と密に協議をしながら案件に取り組み、依頼者とまさに「二人三脚」で案件を解決することができた事案であったかと思えます。

当事務所の知財チームでは、上記のような知的財産の侵害案件のほか、特許庁を相手とする手続や、ライセンス契約や共同開発契約などの契約関係のご相談、社内での職務発明規程策定のご相談など、知的財産に関する様々な案件を取り扱っています。このような案件がありましたら、是非ご相談ください。

独禁法チームの実績



弁護士
越知 覚子

弊所では独禁法・下請法・景品表示法等の分野についてチームで対応させていただいております。以下、弊所でこれまで対応させていただいた内容をご紹介します。

1 日々の業務における独禁法等のご相談対応

独禁法・下請法・景品表示法等は、日々の業務に密接に関連する法律です。

例えば、

- ・取引先との契約内容が独禁法や下請法に違反するおそれがないか
- ・当該商品のチラシやパンフレット等が誤認表示に該当しないか
- など、日々の業務において常に意識すべき法律です。

弊所の独禁法チームは、公正取引委員会（公取委）での勤務経験を有する当職の他、企業法務部での勤務経験を有し企業法務全般に明るい弁護士や、知財分野も得意とする弁護士が所属しており、多角的かつ実務的な視点で皆様からの数多くのご相談に対応しております。

2 社内体制の整備

独禁法・下請法・景品表示法等は日々の業務と密接に関連していることから、社内でのコンプラ

イアンス体制の整備が重要となります。

行動マニュアルの策定等のほか、弊所では、実際に営業部門等へ直接ヒアリングして業務フローを確認した上で、日々の業務フローの中に法令遵守チェックを組み込むなどの具体的な社内体制の整備にも対応いたします。そもそも業務フローが確立されていない場合もあり、最終的な体制整備の構築までは数ヶ月単位の時間を要することもあります。現状確認から始めることでオーダーメイドかつ抜本的な対応が可能となり、日々の業務の実態に則した実効性のある社内体制の整備をご提案することができます。

3 独禁法等に特化した監査の実施・社内調査

最近の公取委や消費者庁は独禁法・下請法・景品表示法等の違反摘発に積極的になっていきます。これまで問題ないと思っていた日常業務が実は法令違反だったということがよく見られます。これら違反行為は、日々の業務の中で発生する行為類型であるため、仮に一つの法令違反行為が発見された場合には、同種の行為が多数存在する可能性があります。これら問題が顕在化すれば、ともすれば、企業自体の存続が危ぶまれる状況にもなりかねません。そのため、平時において、日常業務における独禁法等の違反行為の有無を社内網羅的に調査することには大きな意義があるものと思います。

弊所の独禁法チームの弁護士は企業不祥事についての調査委員会の経験を有しており、また、当職は不正の防止・発見・抑止のプロである公認不正検査士の資格も有しておりますので、独禁法等の社内調査についても効率的かつ効果的に実施させていただきます。

4 研修

弊所では、独禁法・下請法・景品表示法等に関

する社内研修も数多く対応しております。

役員の方向けの研修や従業員の方向けの継続研修など、皆様のご要望に応じてアレンジさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

5 企業結合（M&A）事業における独禁法対応

独禁法は一定規模の企業結合に対し事前届出義務を課しておりますので、企業結合（M&A）の際には、独禁法の適用の有無を判断し、必要な場合には公取委への届出・審査対応が必要となります。また、契約においても、クリアランスの取得時期やガン・ジャンピング規制への対応など、独禁法を意識した条項を盛り込む必要があります。

弊所ではM&Aを得意とする弁護士と公取委実務に明るい弁護士がチームで対応させていただきますので、ぜひM&Aの際にはお声がけください。

6 行政調査（立入検査等）の対応

弊所では、公取委や消費者庁による行政調査（立入検査等）への対応実績も数多くあります。

弊所の独禁法チームには公取委の立場での立入検査経験を有する当職がいますので、公取委実務を踏まえた的確な対応が可能です。実際にも、公取委の担当官と折衝を重ね、結果として排除措置命令等の行政処分を回避し、行政指導に留まったケースもあります。

7 公取委への申告

独禁法や下請法の違反行為によって不利益を被っている場合、公取委に申告することができます。

弊所では、公取委への申告についても対応させていただきますので、取引先から急に発注を取り消されたり、取引を妨害されたりした場合には、是非ご相談ください。



日本経営ウィル税理士法人 税理士 座間昭男

コロナの影響と4つの土地の価格について

税理士に聴く

ひとつの土地であっても、公的機関による4つの価格が存在します。その特徴とコロナの影響を見ていきたいと思います。

1. 公示地価

公示地価とは、地価公示法に基づいて、国土交通省土地鑑定委員会が、適正な地価の形成に寄与するために、毎年1月1日時点における「標準地」の正常な価格を3月に公示するもので、社会・経済活動についての制度インフラとなっています。

令和3年3月に公表された、本年度の地価公示の動向は、全国平均は全用途で6年ぶりに、住宅地は5年ぶり、商業地で7年ぶりに下落に転じました。東京・大阪・名古屋の三大都市圏の平均をみると、全用途平均・住宅地・商業地のいずれも8年ぶりの下落となりました。昨年からの変化の程度では、用途別では商業地が住宅地より大きく、地域別では三大都市圏が地方圏より大きくなっています。

大阪市のなんば駅付近の時価は、コロナ禍の影響により下落に転じ、商業地としての下落率1位となりました。

2. 基準地価

基準地価とは、国土利用計画法に基づき、都道府県がその年の7月1日における「基準地」の1㎡当たりの価格を判定して出される価格になります。その目的は、適正な土地価格の形成など、公示地価と同じです。基準地価は公示地価の半年後に発表されるため、地価の速報値として公示地価を補完する役割もあります。令和2年大阪府地価調査の結果は、令和元年7月1日からの1年間で、住宅地は変動率がマイナス0.3%（前年はプラス0.4%）と7年ぶりに下落に転じました。商業地はプラス1.8%（前年はプラス8.7%）と8年連続の上昇となりました。

3. 相続税路線価

相続税路線価は、国が相続税や贈与税を算定する際の基準となる価格です。毎年1月1日時点の、宅地が面する道路（路線）に設定されます。公示地価や基準地価が調査地点の土地そのものの価格を判定するのに対し、路線価は「路線」に対して価格が付されます。対象となる土地の価格は、当該土地が接する道路の路線価に面積を掛けて算出されます。具体的な個々の土地の評価にあたっては、個々の土地の個別性（形状・状態や規模など）に応じた補正をして評価をします。路線価は1月1日を評価時点として、地価公示価格の80%をめどに設定されます。

また、路線価は公表後に減額補正されることがあります（地価が20%以上下落し、路線価等が地価を上回る等）。大阪市内の繁華街などで下方修正されることが国税庁から発表されています。

4. 固定資産税評価額

固定資産税評価額は、各市町村が固定資産税を算定する際の基準となる価格です。3年ごとの評価替えで、地価変動の大きい都市部では、毎年、時点修正されています。固定資産税の路線価は、市町村が算定し、公示地価の70%程度の水準になるよう調整されています。土地の固定資産税評価額は、個々の個別性を反映した価格です。公示地価や路線価が一般に公開されているのに対し、個々の土地等の固定資産税評価額は公開されません。固定資産税の情報開示措置として、毎年4月頃に、固定資産税台帳の縦覧制度があります。ご自分の不動産の固定資産税評価額は毎年市町村から送られてくる納税通知書で確認することができます。

令和3年度の税制改正において、新型コロナウイルスの影響による納税者の負担感に配慮する観点から、3年に1度の評価替えに伴い税額が増加する土地について、令和3年度に限り、前年度の税額に据え置き措置が講じられています。

5. おわりに

上記の4つの価格は「実勢価格」とは異なりますが、それぞれ、ご自分の目的（土地の売買や税額の計算）により、「土地の価格」の参考にして頂ければ幸いです。

《4つの価格一覧》

	公示地価	基準地価	相続税路線価	固定資産税評価額
目的	・一般の土地取引の指標 ・公共事業での補償金の算定基準	・公示価格と同じ（補完の役割）	相続税、贈与税の算定基準	固定資産税、都市計画税、不動産取得税などの算定基準
金額	あらゆる地価の基準となる(100%)	公示地価と同じ	公示地価の80%程度	公示地価の70%程度
公表機関	国土交通省	都道府県	国税庁	市町村
評価時点	1月1日	7月1日	1月1日	3年に1度評価替え
公表時期	3月	9月	7月	4月頃

日本経営グループ 日本経営ウィル税理士法人

TEL 06-6868-1069（担当：座間）

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援 など

交通事故の後遺障害による逸失利益が 定期金による賠償の対象となとした事例

最高裁令和2年7月9日判決



弁護士 才木晴幹

1. 事案の概要

交通事故により脳挫傷、びまん性軸索損傷等の傷害及び高次脳機能障害の後遺障害を負った被害者（当時4歳）が、加害車両の運転者、保有者及び保有者の保険会社に対し、不法行為に基づく損害賠償等を請求し、損害のうち後遺障害逸失利益については、就労可能期間の始期から終期（18歳～67歳）の間、被害者が取得すべき収入相当額を定期金として支払うよう求めた事案です。

2. 一時金賠償と定期金賠償

- (1) 民法は、不法行為に基づく損害賠償の方法について、原則として金銭賠償の方法によると定めているところ（民法722条1項、417条）、その支払方法としては、一時金賠償と定期金賠償の2通りが考えられます。
一時金賠償とは、その名のとおり、不法行為による損害が将来具体化する場合でも、将来の損害賠償額を認定し、中間利息（年3%）を控除し、現在価値に換算した上で支払いを命じるものです。一方、定期金賠償は、口頭弁論終結前に生じた損害のうち、将来の時間的経過に従って具体化するものについて、定期的な金銭給付を義務付けるものです。具体的には、例えば「被害者の生存期間中、月々いくらを支払え」といった判決がなされます。単に、既に具体化した損害を分割払いするものではありません。
定期金賠償が可能であることは法文上も明確にされていますが（民事訴訟法117条1項）、現実の裁判実務では、不法行為により身体に生じた損害は、全て不法行為時に発生したと考え、将来発生する損害（逸失利益）についても、一時金として賠償を命じることが一般的です。
- (2) しかし、一時金賠償については、損害額算定に当たり必要となる、被害者の余命などの将来事実の認定が困難であり、実際に発生した損害と賠償額に乖離

が生じ得ることや、判決確定後の事情変更に対して柔軟に対応できないといったデメリットが指摘されています。

これに対し、定期金賠償の場合、上記のような仮定計算は不要であり、また、事情変更に伴い賠償額を調整することも可能であるため（同項）、指摘されている一時金賠償の問題点を回避することができるとされています。

3. 定期金賠償の対象となる損害項目

前述のとおり、定期金賠償は、口頭弁論終結後に具体的に具体化する損害を対象とするため、支払済の治療費や、口頭弁論終結時に損害額が確定している損害は定期金賠償の対象とはなりません。では、人身損害のうち、具体的にいかなる損害について定期金賠償が認められるのでしょうか。

- (1) 死亡慰謝料・逸失利益
死亡による慰謝料や逸失利益について定期金賠償を認めるかについては、これを否定する裁判例、肯定する裁判例ともに存在しますが、学説上は、慰謝料や逸失利益は被害者自身に発生し、これを相続人が相続すると観念する以上、損害賠償請求権は被害者死亡時に発生し、損害額もその時点で確定し具体化していることから、定期金賠償は認められないとする考えが有力です。
- (2) 後遺障害逸失利益
従来、後遺障害逸失利益は定期金賠償の対象となると理解されてきましたが、この点、明確に判断した裁判例はなく、本判決以前においては議論は決着していませんでした。
- (3) 後遺障害慰謝料
後遺障害慰謝料は消極損害ではなく精神的損害であること、損害額の算定が裁判所の裁量に委ねられていることから、不法行為時に既に具体的に発生し、賠償額も確定していると考えられるため、定期金賠償の対象とはならないと解されています。

- (4) 将来の介護費用
将来に生じる介護費用がその性質上、定期金賠償の対象となることに争いはありません。もっとも、判例上、被害者が事故により介護を要する状態になった後、事故とは別の原因により死亡した場合には、死亡後の期間に係る介護費用を交通事故の加害者に請求することはできないとされています（最高裁平成11年12月20日判決）。この判例は、いわゆる切斷説を採用したものであり、被害者が死亡した以上、死亡後の介護は不要となるのであるから、その費用を交通事故の加害者に負担させることは、かえって衡平の理念に反することを理由としています。

4. 本件の争点と最高裁の判断

- 本件で最高裁は、以下(1)～(3)の争点について、次のとおり判示しました。
- (1) 交通事故における後遺障害逸失利益が定期金賠償の対象となるか
本判決は、交通事故における後遺障害逸失利益が定期金賠償の対象となるか否かという点について、①被害者が定期金賠償を求めている場合で、②不法行為に基づく損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるときは、後遺障害逸失利益が定期金賠償の対象となると判示しました。
不法行為による損害賠償制度は、被害者が被った不利益を補填して不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とし、また、損害の公平な分担を理念とすると解されています。本判決は、後遺障害逸失利益は、身体障害による労働能力喪失により将来取得すべき利益を喪失したという損害であるため、その填補は、当該利益の喪失が現実化する都度、その利益に対応する金額を支払うという定期金賠償によることが不法行為に基づく損害賠償制度の目的に合致する場合があり、また、将来の事情の変更により予測した損害と現実の損害が乖離した場合には、民事訴訟法117条1項により、賠償額を調整することが損害の公平な分担の実現に資すると考えているものと解されます。
 - (2) 定期金賠償を命じる場合の賠償の終期について
次に、被害者が就労可能期間の終期より前に死亡した場合、定期金賠償の終期もその死亡時とすべきかについて、本判決は、後遺障害逸失利益につき定期金賠償を命じるに当たっては、交通事故の時点で、被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの「特段の事情」がない限り、就労可能期間の終期より前

の被害者の死亡時を定期金賠償の終期とすることを要しないとし、本件では、このような特段の事情がないと判断しました。

これは、継続説と呼ばれる考え方であり（最高裁平成8年4月25日判決）、その根拠としては、①一時金賠償の場合は交通事故後の被害者の死亡は原則として後遺障害逸失利益の賠償額の算定で考慮されないところ、一時金賠償と定期金賠償は賠償の方法のみが異なり、賠償の対象となる損害は同一であるから、定期金賠償の場合のみ被害者の死亡を考慮すべきではないこと、②定期金賠償を命じられた場合にのみ被害者の死亡により賠償が打ち切られ、賠償義務者がその債務の全部又は一部を免れるとするのは衡平の理念に反することが挙げられます。

- (3) 本件における定期金賠償の可否（本事案へのあてはめ）
本判決では、①被害者が交通事故当時4歳の幼児であったこと、②重度の後遺障害のため労働能力を全部喪失し、逸失利益が将来の長期間にわたり逐次現実化することなどの事情を総合考慮した上で、被害者の後遺障害逸失利益を定期金賠償の対象とすることは「不法行為に基づく損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められる」（上記(1)）と判断しました。

5. 本判決の意義

本判決は、後遺障害逸失利益について定期金賠償が可能であること並びにこれが認められる場合の要件及び終期について最高裁が初めて判断を示したものであり、今後の裁判実務、とりわけ交通事故に伴う損害賠償請求事件に大きな影響を及ぼすものと考えられます。また、本件で定期金賠償が認められる理由付けについても、特定の事案に対する判断ではあるものの、今後の参考となりますので、本稿で紹介させていただきました。

コロナの第4波のおさまらぬ中（4月16日執筆現在）、今回は、若い世代を含めたすべての方々に注意を促したく、筆をとりました。

正しくコロナを恐れることは非常に重要です。このことを気付かせてくれる例として、米国の次のようなニュースがあります。

米国の一部の若者は（ごく一部でしょうが）、若者はコロナに罹っても重症にならないし、死ぬこともないと信じて、コロナに反抗するためのコロナ・パーティを毎夜開いていたそうです。しかし、ある若者が遂にコロナに罹って重症になり、死の間際に「僕は間違っていた、若者は僕の様にならないように気を付けるべきだ」と語って亡くなったといひます。正しい知識を元に、対コロナの行動を取らなければならないと、あらためて気付かされる話です。

Covid-19ウィルスにより引き起こされる症状は多岐にわたります。ある学術報告では、コロナ罹患者の45%の人に頭痛、気分の落ち込み、思考力の低下、呼吸困難、腎臓・心臓の能力低下、疲労感、脱力、意欲の低下、食欲の低下、微熱、咳、頭髮の脱毛、手足の震顫や疼痛が見られ、立ち上がれなくなったり、ひどい場合にはトイレまで這わないと行けなくなったりすることもあるようです。さらに、味覚障害や嗅覚障害が半年以上続くこともあります。加えて、

Covid-19ウィルスがBlood Brain Barrier (BBB・血液脳関門) を通り抜けて脳炎まで引き起こしているのではないかとも言われています。Covid-19ウィルスは、肺炎や血管炎以外にも重大な結果をもたらすことを胸に刻まなければなりません。イギリスだけでも30万人、全世界では700万人もの人がコロナ後遺症で苦しんでいるとの医学雑誌（ランセット）の報告もあり、決して軽視はできないのです。

第4波が始まり、これほどコロナが拡散している状況でも、コロナが引き起こす症状を軽視するようなTVのインタビューを、日本でも見かけることがあります。以前は、コロナは子供や若者は感染しにくい、重症化しにくい、などと言われたこともありましたが、変異を繰り返す中で、状況は全く変わっています。数で見れば、いまや20～30歳代の感染者が最も多くなっており、若い世代の方々にも万全の注意をしていただきたいと思います。また、変異種も次々と生まれ、変異種に対する予防注射の効果も完全には検証されておらず、全世代で引き続き注意が必要です。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談
consul@umegae.gr.jp

弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所

□ 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号
〒530-0047 梅田プラザビル4階
TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074

□ 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302
TEL 03(5408)6737 FAX 03(5408)6738

□ 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町480番地
〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002号室
TEL 075(353)5375 FAX 075(353)5374
e-mail: office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

題 字：藤尾 政弘
表紙写真撮影者：藤田 國廣
表紙写真撮影場所：ドバイ

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp
林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp
中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp
西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp
三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp
大森 剛
omori@umegae.gr.jp
越知 寛子
ochi@umegae.gr.jp
松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp
氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp
岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp
森 瑛史
mori@umegae.gr.jp
日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp
柴田 大樹
shibata@umegae.gr.jp
杉野 龍太
sugino@umegae.gr.jp
弓削 雄翼
yuge@umegae.gr.jp
久井 大輝
hisai@umegae.gr.jp

渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp
大東 恭治
ohigashi@umegae.gr.jp
二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp
増田 広充
masuda@umegae.gr.jp
細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp
河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp
松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp
林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp
犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp
渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp
甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp
戀田 剛
koida@umegae.gr.jp
松久 僚成
matsuhisa@umegae.gr.jp
才木 晴幹
saiki@umegae.gr.jp
有本 喜英
arimoto@umegae.gr.jp

公益財団法人 梅ヶ枝中央きずな基金

TEL 06-6364-2802 <https://www.kizuna-umegae.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所内

振込口座

□ 三菱UFJ銀行	大阪中央支店	普通預金 0175756	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ 池田泉州銀行	堂島支店	普通預金 106036	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ ゆうちょ銀行	四一八支店	普通預金 4878695	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん